

後期高齢者医療制度における住所地特例について問う

質問者 小 川 龍 美

国民健康保険制度や介護保険制度では住所地特例制度が設けられている。しかし後期高齢者医療制度では、都内の住所異動者に対しては住所地特例制度が適用されない。そこで次の３点について伺う。①瑞穂町は受け入れ超過による影響額の多い自治体の上位何番目で、１年間の影響額は。②保険者インセンティブ交付金の活用に関する町の見解は。③町は関係自治体と連携を図りながら、国に対して法令改正を求める考えはあるか。